

旅館業の営業の許可・旅館業の営業の承継承認に関する  
審査基準等の一部改正について

1 趣旨

横浜市では、旅館業等の環境衛生関係営業の許可申請等の審査にあたり、業種ごとに審査基準を定めています。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）により、旅館業等の事業譲渡による営業者の地位の承継制度が整備されたことに伴い、旅館業法施行細則（昭和61年6月横浜市規則第66号）等を改正しました。これを受けて、環境衛生関係営業の審査基準について、一部改正を行いました。

2 改正した審査基準

- (1) 旅館業の営業の許可・旅館業の営業の承継承認に関する審査基準
- (2) 興行場の営業許可に関する審査基準
- (3) 公衆浴場の営業の許可・患者に対する入浴の許可に関する審査基準
- (4) 理容所の開設・出張業務の承認に関する審査基準
- (5) 美容所の開設・出張業務の承認に関する審査基準
- (6) クリーニング所の開設に関する審査基準

3 主な改正内容

- (1) 事業譲渡による営業者の地位承継手続の整備に伴い、改正された法令の内容を反映しました。
- (2) その他文言修正を行いました。

4 施行日

令和5年12月13日